

## 富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市省エネルギー機器等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー機器等 家庭用燃料電池（エネファーム）及びペレットストーブ
- (2) 家庭用燃料電池（エネファーム） 都市ガス・LPガスを燃料として使用し、発電・廃熱利用を行うシステム
- (3) ペレットストーブ 木質ペレットのみを燃料とするストーブ。薪を燃料として利用できない構造であること
- (4) 子育て世帯 申請年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯
- (5) 若者夫婦世帯 申請年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯

### (補助金の交付)

第3条 市長は、本市の家庭部門の脱炭素化の推進に向けて、省エネルギー機器等を導入した者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象機器を設置した市内の住宅に居住している個人又はペレットストーブを市内の事業所等に設置した個人事業主及び法人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市が実施する「チームとやまし」に登録すること。
- (4) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 省エネルギー機器等の導入にかかる設備費及び工事費に要した経費であること。
- (2) 機器の増設及び設備改修ではないこと。
- (3) 導入機器の保障開始日が補助申請年度の前年度3月1日から補助申請年度の2月末までであること。
- (4) 同一の補助対象機器に対し、本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、1件当たり5万円を上限とする。

2 子育て世帯又は若者夫婦世帯に属する場合は、上記補助金額に加え、定額3万円を交付する。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、別に市長が定める期限までに、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー機器等導入補助金交付申請書明細書
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 補助対象機器のカラー写真
- (5) 保証書の写し
- (6) 補助対象設備等のカタログの写し
- (7) 設置場所の地図
- (8) 納税証明書（原本）（発行後3月以内のものに限る。）
- (9)（補助申請者が個人の場合）住民票の写し（原本）（発行後3月以内のものに限る。）
- (10)（補助申請者が個人事業主の場合）所得税の確定申告書の写し
- (11)（補助申請者が法人の場合）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行後3月以内のものに限る。）

(交付の決定等)

第8条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

(補助申請者の協力)

第9条 補助申請者は、市長から補助事業の効果検証及び市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(処分の制限)

第10条 補助申請者は、第8条第2項に規定する通知の通知日から6年を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、当該補助対象機器の処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ富山市省エネル

ギー機器等導入補助金財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認通知書（様式第4号）により、補助申請者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象機器を処分する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.06.10会課第5号、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づく定率法で算出する。

（補助金の経理）

第11条 補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間保存しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、補助金に係る予算の適正な執行を期するため、必要に応じて、補助対象機器の状況等について、調査することができる。

（細則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒 \_\_\_\_\_

富山市 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

年度において、富山市省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けたいので富山市補助金等交付規則第4条第1項及び第19条の規定により、次のとおり申請します。

記

補助対象機器	交付申請額	保証開始日
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 (エネファーム)	① 円	年 月 日
<input type="checkbox"/> ペレットストーブ	② 円	年 月 日
<input type="checkbox"/> 子育て世帯又は若者夫婦世帯 への上乗せ	③ 円	
合計 (①+②+③)	円	

チームとやま し	チーム名： 代表者名： 登録メールアドレス： @
-------------	--------------------------------

私は、当該補助対象機器について、他の補助金の申請を行いません。

私は、交付要綱第10条第3項のとおり、補助金の返還について承諾します。

【事業請負者】（工事施工会社、販売会社等）

会社名	
住 所	〒 ( - )

担当者名		申請に関する連絡先 <input type="checkbox"/> 左記担当者 <input type="checkbox"/> 申請者本人
電話番号		

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書 明細書

【申請者】

(ワガナ)	
氏名	

【家庭用燃料電池（エネファーム）】

メーカー名	
パッケージ型番	
設備費+工事費	円
保証開始日	年 月 日
事業請負者・施工業者 (契約書・領収書に記載されている業者名)	<input type="checkbox"/> 上記と同じ (所在地) 〒　　－ (会社名) (代表者名)

【ペレットストーブ】

メーカー名	
型番	
設備費+工事費	円
保証開始日	年 月 日
事業請負者・施工業者 (契約書・領収書に記載されている業者名)	(所在地) 〒　　－ (会社名) (代表者名)

様式第2号（第8条関係）

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました富山市省エネルギー機器等導入補助金については富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

(担当)

環境部環境政策課ゼロカーボン推進係  
〒939-8510 富山市新桜町7番38号  
TEL 076-443-2053 FAX 076-443-2122

様式第3号（第10条関係）

富山市省エネルギー機器等導入補助金 財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金により取得した財産を下記により処分したいので、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第10条第2項の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 財産処分承認申請者
- 2 品目
- 3 取得価格
- 4 取得年月日
- 5 処分予定年月日
- 6 処分の方法
- 7 処分の理由
- 8 処分予定価格

様式第4号（第10条関係）

富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認申請については、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり承認します。

記

- 1 処分を承認する財産
- 2 処分を承認する補助対象財産の所在地
- 3 交付済補助金額
- 4 補助金返還額
- 5 承認理由

(担当)

環境部環境政策課ゼロカーボン推進係  
〒939-8510 富山市新桜町7番38号  
TEL 076-443-2053 FAX 076-443-2122